

次期国民健康保険運営方針骨子

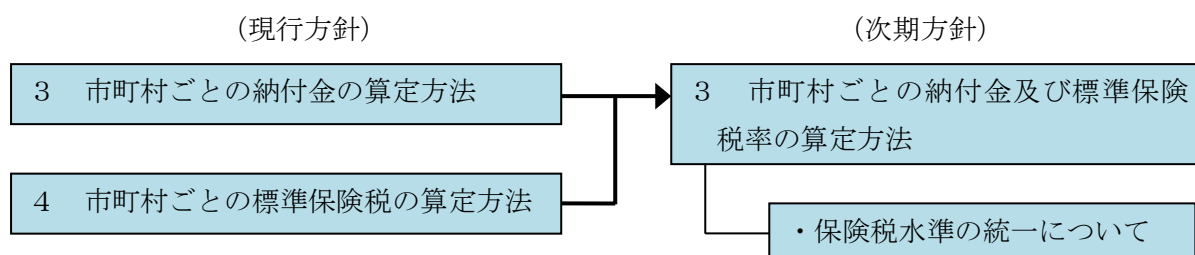
● 策定の基本的な考え方

- ・納付金の激変緩和措置の期間が6年間であることから、次期運営方針の策定は、現行方針の「中間見直し」と位置付ける。
- ・国保が都道府県単位化されたことを踏まえ、県は市町村とともに保険税水準の統一に向けた議論を行ってきた。次期運営方針ではこれまでの議論を踏まえ、保険税水準の統一に向けた取組などについて、新たに盛り込む。
- ・その他、法令改正や現行方針に基づく取組の実施状況を踏まえ、必要に応じて記載の見直しを行う。

● 章・項目構成の変更

- ・現行方針の「3 市町村ごとの納付金の算定方法」と「4 市町村ごとの標準保険税の算定方法」の章を統合し、以後の章番号を繰り上げる。
- ・統合した新章の下に置く項目を整理するとともに、保険税水準の統一についての項目を設ける。

【章・項目構成】



● 各章の主な変更点

1 基本的事項

- ・「策定の目的」に、市町村ごとに異なる保険税水準の統一に向けて、課題の整理、必要な取組を進める旨の記述を追加する。
- ・「対象期間」は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- ・赤字解消の目標年次については、次章で規定する収納率格差以外の保険税水準統一の目標年度までで設定することを原則とする。

3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法

- ・ 保険税水準の統一の定義について、原則として同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることと規定する。
- ・ 保険税水準の統一は、段階的に進めることとする。
 - ①市町村ごとの納付金額を算定する上での基準を統一
目標年度：令和6年度
 - ②収納率格差以外の項目を統一
目標年度：令和9年度の実現に向けて課題解決に取り組む
 - ③完全統一
目標年度：収納率格差が一定程度まで縮小された時点
- ・ 保険税水準の統一に向けた納付金の算定方法の変更について規定する。
- ・ 保険税水準の統一に向けて、保険税の賦課方式が全ての市町村で2方式となることを目指す。
- ・ 保険税水準の統一に向けて、保険税の賦課限度額が全ての市町村で賦課年度の法定限度額となることを目指す。

4 市町村における保険税の徴収の適正な実施

- ・ 現行方針での目標達成状況を踏まえ、収納率の目標は現行方針と同じとする。

5 市町村における保険給付の適正な実施

- ・ 第三者求償案件の発見を目的とした取組の目標について、現行方針での目標達成状況を踏まえ、目標設定の見直しを行う。

6 医療費の適正化の取組

- ・ 適正受診・適正服薬を促す取組について、全市町村が対象者への通知や訪問・指導に取り組むことを目標とする。
- ・ 保険税水準の統一に向けて、保健事業の統一についても目指すべき課題と位置付け、課題を整理していく。

7 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営

- ・ 被保険者証と高齢受給者証の一体化について、令和5年度までに全市町村で一体化の完了を目指す。
- ・ オンライン資格確認の導入、市町村事務処理標準システムの導入の推進についての記述を追加する。

8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についての項目を追加する。

9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

- ・特に変更点はない。

(章・項目構成)

目次

1 基本的事項 P1

- (1) 策定の目的
- (2) 根拠規定
- (3) 策定年月日
- (4) 対象期間
- (5) PDC Aサイクルの実施

2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し P3

- (1) 医療費の動向と将来の見通し
- (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方
- (3) 赤字解消・削減の取組、目標年次等
- (4) 財政安定化基金の運用

3 市町村ごとの納付金の算定方法 P10

- (1) 納付金の算定式
- (2) 市町村ごとの納付金の算定方法
- (3) 保険者努力支援制度の都道府県分の扱い
- (4) 激変緩和措置

3 市町村ごとの納付金及び標準保険
税率の算定方法

- (1) 現状
- (2) 保険税水準の統一について
- (3) 納付金の算定方法
- (4) 激変緩和措置
- (5) 標準保険税率の算定方法

統合

4 市町村ごとの標準保険税の算定方法 P11

- (1) 標準保険税率の算定式
- (2) 市町村ごとの標準保険税の算定方法

4 市町村における保険税の徴収の適正な実施 P16

- (1) 保険税収納率の向上

5 市町村における保険給付の適正な実施 P19

- (1) レセプト点検の充実強化
- (2) 療養費の支給の適正化
- (3) 第三者行為求償等の取組
- (4) 市町村が支給決定した保険給付の確認
- (5) 高額療養費の多数回該当の取扱い

6 医療費の適正化の取組P24

- (1)データヘルスの推進
- (2)特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上
- (3)ジェネリック医薬品の使用促進
- (4)糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施
- (5)健康長寿埼玉プロジェクトの推進
- (6)その他の医療費適正化の取組
- (7)県の取組
- (8)医療費適正化計画との関係

7 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営 P33

- (1)事務の標準化
- (2)事務の共同化の検討

8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携 .. P36

- (1)介護等との連携
- (2)特定健診(特定保健指導)と市町村の衛生部門における検診事業等との連携

9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等
..... P37